

令和2年皆野町農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開催期日 令和2年4月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

| 番号 | 氏名 | 備考 | 番号 | 氏名 | 備考 |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1 | 横田和子 | 出席 | 11 | 門平喜良 | 出席 |
| 2 | 野澤辰雄 | 出席 | 12 | 高橋健一 | 出席 |
| 3 | 浅見寿太郎 | 出席 | 13 | 新井義虎 | 出席 |
| 4 | 黒澤一雄 | 出席 | 14 | 大濱英一 | 出席 |
| 5 | 小池幹夫 | 出席 | 皆野 | 田島武正 | 出席 |
| 6 | 長島徳治 | 出席 | 国神 | 土屋貞夫 | 出席 |
| 7 | 齊藤三恵子 | 出席 | 金沢 | 田中輝雄 | 出席 |
| 8 | 葦原義人 | 出席 | 日野沢 | 高橋清勝 | 出席 |
| 9 | 四方田順造 | 出席 | 三沢 | 扇原久栄 | 出席 |
| 10 | 門平眞一 | 出席 | | | |

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について

2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。今事務局からも話がありましたが、農業委員会の会議にあっては、このような状況でもやらざるを得ないようです。それほど重要な役だということをご自覚していただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

今年度から新たに大濱委員に入ってくださいました。これで定数の農業委員14人、推進委員5人。合計19人となりました。よろしくお願いいたします。

短時間で終わられるようにスムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年皆野町農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

9番、四方田順造委員

12番、高橋健一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

9番、四方田順造委員

12番、高橋健一委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当
田中委員

説明いたします。先日17日の午後に新井委員と事務局3人で現地
確認をして来ました。

場所は〇〇〇を〇〇から来ていただくと少し先に〇〇〇がありま
す。その手前を左に入り、山の方に入って行きますと、昔やっていた
〇〇〇があります。そこを過ぎまして、更に山の方に行くと〇〇地区
があります。〇〇地区の上部の方になります。申請地は、道路から1
0分くらい歩いたかと思いますが、急勾配で大変でした。

場所の畑は、お茶が植えてありましたが、荒れてしまっておりまし
た。周りは山林でございます。別に差し支え無いと思います。よろし
くお願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の13番、新井義虎委員も農地の状況確
認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

13番
新井委員

先日、田中委員と事務局とお世話になって参りました。
場所は、ちょっと荒れたお茶畑になっておりまして周りは全て山林
になっておりますので問題ないと思います。よろしくご審議の程お願
いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。
本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委
員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発
行します。
本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付
します。
番号2について審議いたします。

| | |
|-----------------|--|
| | 事務局に議案の朗読をさせます。 |
| 事務局 | (事務局朗読) |
| 浅見会長 | 農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。 |
| 日野沢区域担当 高橋委員 | 16日に門平委員と事務局とお世話になりました。 案内図をご覧ください。〇〇〇、昔の〇〇〇から手前に500mくらいの〇〇集落地内になります。現地は道の下側にありまして、既に借りて耕作されているようでした。なんら問題ないと思います。よろしくお願ひします。 |
| 浅見会長 | 農業委員として、地区担当の10番、門平眞一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。 |
| 10番 門平委員 | 16日に私も行きました。補足するなら譲渡人は20年位前まで〇〇に住んでおりました。譲受人とは親戚関係にあります。後継者もおらず今回の申請になったとのこと。よろしくご審議の程お願ひいたします。 |
| 浅見会長 | これより本件に対する質疑を行います。 |
| 出席委員 | (なしの声あり) |
| 浅見会長 | 質疑がございませんので、これより採択いたします。 本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。 本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。 |
| 出席委員 | (委員の挙手) |
| 浅見会長 | 挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。 |

| | |
|----------------|--|
| | <p>番号1について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。</p> |
| 事務局 | (事務局朗読) |
| 浅見会長 | 農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。 |
| 国神区域担当 土屋委員 | <p>17日に浅見会長、事務局と現地を見て参りました。 ここは先月審議した場所の隣になります。改めて説明しますと、案内図の〇〇〇を渡って300m行き、〇〇の信号機の手前を〇〇方面、〇〇方面に200m程で〇〇〇があります。〇〇〇の手前の狭い道を200m位行きますと、〇〇〇あるいは〇〇〇があるところの中間をちょっと南に50m行った先になります。 入って行く道は狭いのですが、先月説明したとおり周りの農地に支障はないと思いますし、譲受人も家庭菜園をやりたいという話も聞いております。問題ないと思います。審議の程お願いいたします。</p> |
| 浅見会長 | <p>農業委員として、私も農地の状況確認に同行して参りましたので説明いたします。 土屋推進委員の説明のとおりで特に補足することはございません。審議の程よろしくお願いいたします。 これより本件に対する質疑を行います。</p> |
| 出席員 | (なしの声あり) |
| 浅見会長 | <p>質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p> |
| 出席員 | (委員の挙手) |
| 浅見会長 | <p>挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 以上ですべて終了となります。ありがとうございました。</p> |